

公 告

田辺市公式ホームページリニューアル業務について、公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、実施方法等について次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 10 日

田辺市長 真 砂 充 敏

1 業務の概要

- (1) 業務名 田辺市公式ホームページリニューアル業務
- (2) 業務内容 別紙「田辺市公式ホームページリニューアル業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和13年 3 月31日まで

2 参加資格要件

プロポーザルの参加資格は、令和 7 年 7 月 10 日（木）現在、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和 7・8・9 年度田辺市物品入札参加者等登録名簿に登録があること。又は令和 7・8・9 年度田辺市物品入札参加者等登録名簿に登録をしていない者については、本年 8 月に実施する令和 7・8・9 年度物品入札参加者等登録申請手続を行うこと。
- (2) 過去 5 年間に於いて、本事業と同等の契約実績があり、かつ、誠実に履行していること。
- (3) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の ISMS 適合性評価制度の認定、またはプライバシーマークの認定を受けていること。
- (4) 専門技術者等、十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有しているもの。
- (5) 「【別紙 1】データセンター機能要件一覧」を満たしたデータセンターよりサービス提供すること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。
- (8) 本プロポーザル方式募集に係る公告の日から契約までの間に、田辺市物品購入等契約に係る入札参加資格停止等措置要領による資格停止措置を受けていないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団員法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 暴力団員法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて本プロポーザル方式に参加しようとする者

(10) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

3 実施要領等の交付期間及び方法

本業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

- (1) 交付期間 令和 7 年 7 月 10 日から令和 7 年 8 月 8 日まで
- (2) 交付方法 田辺市役所企画広報課 ホームページ
URL : https://www.city.tanabe.lg.jp/kikaku/HP_proposal.html

4 その他

スケジュール、参加手続、評価基準、候補者の選定方法その他プロポーザル方式に関する事項等については、実施要領等を参照すること。

5 担当部署

〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目 5 番 1 号
田辺市企画部企画広報課広聴広報係
電 話 0739-26-9963
F A X 0739-22-5310
e-mail kikaku@city.tanabe.lg.jp